

審査請求書

平成24年 9月/8日

射水市
市長 夏野 元志 殿

請求者

住 所
氏 名
電 話



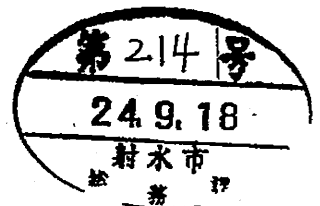
小杉町長等政治倫理条例施行規則第4条の規定に基づき、関係資料を添えて
審査請求します。

記

1. 調査事項

①射水市長 夏野元志

②大島小学校北棟校舎改築工事に関し、小杉町長等政治倫理条例第3条第1項
第1号及び第5号に抵触する。



2. 審査請求の理由

- ① 平成17年11月1日、新市が発足した日に旧小杉町の「小杉町長等政治倫理条例」の暫定施行が公布された。
この条例は、市長等が市民の信託を受けた立場にあることを忘れず、市民全体の奉仕者として政治倫理の確立及び向上に努め、常に良心に従って誠実かつ公正に職務を行うことを求めている。
- ② 去る4月16日、大島小学校北棟校舎改築工事の入札が執行され、高田建設(株)・くみあい建設(株)の共同企業体が827,400千円で落札した。
そして6月18日、市長の親族が経営する射水建設興業(株)が高田建設(株)と鉄筋工事・型枠工事の下請け契約を締結し、市がこれを適正と認めて受理した。(資料1)
- ③ 射水市の「倫理条例」第3条第1項第1号に、「町民全体の代表者として品格と名誉を損なう行為を慎み、その職務に関して不正の疑惑を持たれる行為しないこと」とある。
また第5号に、地方自治法142条(長の関連私企業からの隔離規定)を尊重し、他人名義による請負をするなどの兼業をしないこととある。
この小杉町長等政治倫理条例の暫定施行を決めた合併協議会では、旧大門町の議会決議「大門町議会議員の公共事業等の請負契約対象除外に関する決議」も実質的には旧小杉町の倫理条例に含めることが確認されている。
この旧大門町議会決議において、地方自治法92条の2(議員の関連私企業からの隔離規定)についての解釈として、議員の2親等以内の血縁の経営する企業は下請け業者とならないこととされた。
よって、ここにいう「他人名義による請負をするなどの兼業行為」には、市長の2親等以内の血族が経営する企業が下請け業者になることも含むと解するべきである。
- ④ 9月10日の市議会で津本二三男議員が一般質問においてこの問題を市長に質問したが、市長は「一切関知しておらず、質問のように言われるのは心外だ」と述べた。これは市長が関知しているかどうかの問題ではない。市長の親が、市長と公共事業の契約をしたという事実を政治家としてどう受け止めているかを問うているのだ。

本年6月、同じような問題で砺波市の上田市長が再選出馬を断念した。
砺波市と射水市の違いは、親子の立場だけである。

	市 長	建設業者	倫理条例
砺波市	父	子	ない
射水市	子	父	あり

倫理条例の無い砺波市でアウトなのに、倫理条例のある射水市でセーフとい
うことはあり得ない。

(資料 No1)

下 請



平成24年6月18日

射水市長 夏野 元志 殿

1 工事名 射水市立大島小学校北棟校舎改築 (建築主体) 工事

国土交通大臣

般

許可

22

第 14030 号

富山県知事

特

2 工事場所 射水市小島二区 地内

請負者 萬田建設・くみあい建設射水市立大島小学校北棟校舎改築 (建築主体) 工事

共同企業体 作

住所 射水市小島二区番地

氏名 高田 宗義

取組責任者 高田 萬壽

3 請負代金額 金 827,400,000 円

主任技術者 氏名 米永 宗義

(監理技術者)

(資格者証交付番号 第00040180508号)

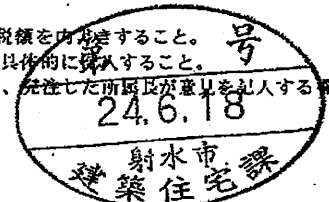
4 工 期 平成24年 4月24日から
平成25年 3月21日まで

上記の工事の一部を下記のとおり下請負させたので、届出をします。

記

下請負次数	下請負者名	許可番号	下請負部分		主任技術者氏名
前次下請負者名	住 所	許可業種	下請負金額	工 事 内 容	
1次	射水建設興業(株)	大臣一般-23 第69	57,225,000	鉄筋工事	中瀬 勝彦
	高岡市宝町142	建築、 鉄筋工事業	(2,725,000)		
2次	金岡忠商事(株)	知事一般-22 第4273	54,075,000	鉄筋工事	土田 貴広
	射水建設興業(株) 富山市鍋田1-72	鉄筋 工事業	(2,575,000)		
3次	(有)中越ガス圧接工 業	知事一般-22 第4807	8,483,139	鉄筋圧接、溶接工事	谷野 勇人
	金岡忠商事(株)	鉄筋 工事業	(403,959)		
計 (累計)			57,225,000 (141,225,000)	(一次下請負額の合計のみ記入。)	
意見	下請負業者及び下請負金額ともに適正と認める。				

- (注) 1 下請負契約の合計額が500万円未満の工事
(1) 1次下請負について記入すること。
- 2 下請負契約の合計額が500万円以上、3,000万円未満(建築一式工事の場合は4,500万円未満)の工事
(1) 1次下請負について記入すること。
(2) 下請体制表(様式第20号の2)を同時に提出すること。
- 3 下請負契約の合計額が3,000万円以上(建築一式工事の場合は4,500万円以上)の工事
(1) 監理技術者資格者証の交付を受けた者を工事現場に専任で置かなければならないので、監理技術者氏名欄及び資格者証交付番号欄に記入し、資格者証の写し(表、裏)を添付すること。
(2) 1次のみでなく2次以下の全ての下請負について記入すること。2次以下の下請負については、下請負次数の欄に前次の下請負者名を併記すること。
(3) 施工体制台帳(様式第50号)及び施工体系図(様式第51号)を同時に提出すること。
- 4 下請負金額は、消費税及び地方消費税を含む金額を記入し、()に消費税額及び地方消費税額を内書きすること。
- 5 工事内容は、下請負に付された工種を掘削工事、盛土工事、鉄筋工事、型枠工事等の別に具体的に記入すること。
- 6 意見欄は、下請負に付された工事の下請業者、下請負金額等が適正であるか否かについて、発注した所長が意見を記入する欄であり、請負業者において記入しないこと。
- 7 表面に記載しきれないときは、裏面に記載すること。
- 8 下請負金額の計は、裏面に記載した1次下請負金額を含めた金額とすること。



下



平成24年6月18日

射水市長 夏野 元志 殿

1 工事名 射水市立大島小学校北棟校舎改築 (建築主体) 工事

国土交通大臣 般 許可 (22) 第14030号

富山県知事 (特)

2 工事場所 射水市小島二区 地内

請負者 高田建設・くみあい建設射水市立大島小学校北棟校舎改築 (建築主体) 工事

共同企業体 代表 住所 射水市小島二区番地

氏名 高田 萬壽子 取締役 高田 萬壽子

3 請負代金額 金 827,400,000 円

主任技術者 氏名 米村 素雄 (監理技術者) (資格者証交付番号 第00040180506号)

4 工 期 平成24年 4月24日から 平成25年 3月21日まで

上記の工事の一部を下記のとおり下請負させましたので、届出をします。

記

下請負次数	下請負者名	許可番号	下 請 負 部 分		主任技術者氏名
前次下請負者名	住 所	許可業種	下請負金額	工 事 内 容	
1次	射水建設興業(株)	大臣-般-23 第69	69,300,000	型枠工事	中瀬 勝彦
	高岡市宝町142	建築 大工 工事業	(3,300,000)		
2次	(株)栗山組	知事-般-23 第6546	65,100,000	型枠工事	川辺 和弘
射水建設興業(株)	射水市本江針山238	大工 工事業	(3,100,000)		
次					
計 (累計)			69,300,000 (210,525,000)	(<一次下請負額の合計のみ記入。)	
意見	下請負業者及び下請負金額ともに適正と認める。				

- (注) 1 下請負契約の合計額が500万円未満の工事
(1) 1次下請負について記入すること。
- 2 下請負契約の合計額が500万円以上、3,000万円未満(建築一式工事の場合は4,500万円未満)の工事
(1) 1次下請負について記入すること。
(2) 下請体制表(様式第20号の2)を同時に提出すること。
- 3 下請負契約の合計額が3,000万円以上(建築一式工事の場合は4,500万円以上)の工事
(1) 監理技術者資格者証の交付を受けた者を工事現場に専任で置かなければならないので、監理技術者氏名欄及び資格者証交付番号欄に記入し、資格者証の写し(表、裏)を添付すること。
(2) 1次のみでなく2次以下の全ての下請負について記入すること。2次以下の下請負については、下請負次数の欄に前次の下請負者名を併記すること。
(3) 施工体制台帳(様式第50号)及び施工体系図(様式第51号)を同時に提出すること。
- 4 下請負金額は、消費税及び地方消費税を含む金額を記入し、()に消費税額及び地方消費税額を記入すること。
- 5 工事内容は、下請負に付された工種を掘削工事、盛土工事、鉄筋工事、型枠工事等の別に具体的に記入すること。
- 6 意見欄は、下請負に付された工事の下請業者、下請負金額等が適正であるか否かについて、実注した所見が事実を記入する欄であり、請負業者において記入しないこと。
- 7 表面に記載しきれないときは、裏面に記載すること。
- 8 下請負金額の計は、裏面に記載した1次下請負金額を含めた金額とすること。

